個人のお客さまとの取引における現金等取扱いに関する規定

1. (適用範囲等)

- (1) この規定は、当行本支店窓口における個人のお客さまとの各種預金その他全ての取引 (各々以下「本件取引」といいます。) について適用されます。
- (2) この規定は、本件取引に関する各規定(以下「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに、原規定と一体として取り扱われるものとし、この規定に定めがある事項は、この規定の定めが優先して適用され、この規定に定めがない事項については原規定が適用されるものとします。

2. (預金の預入)

- (1) 当行本支店窓口での各種預金への現金によるお預入れは原則できません。また、手形、小切手、配当金領収書その他の証券(以下「証券類」といいます。)の受入れは、原則致しません。ただし、以下に定める場合を除きます。
 - ①当行が発行した自己宛小切手による入金の場合
 - ②当行がやむを得ないと認めた場合
- (2) 当行本支店窓口での預金の預入れは、以下のいずれかの方法により取扱います。
 - ①当行本支店の本人または第三者名義の口座からの振替
 - ②他行本人または第三者名義の口座からの振込
 - ③現金自動預払機による普通預金への預入等当行所定の方法

3. (預金の払戻し)

- (1) 当行本支店窓口での各種預金の元利金については、現金による払戻しは、原則できません。
- (2) 当行本支店窓口での各種預金の元利金の払戻しについては、以下のいずれかの方法により取扱います。
 - ①当行本支店の本人または第三者名義の口座への振替
 - ②他行本人または第三者名義の口座への振込
 - ③現金自動預払機または現金自動払戻機による普通預金の払戻し等当行所定の方法
- 4. (預金以外の取引に係る現金、証券類等の取扱い)

当行本支店の窓口での預金以外の本件取引についても、現金および証券類は、原則取扱いません。

5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日: 2021年1月25日